

水道料金のあり方について（意見書）

令和5年11月2日

田原市上下水道料金検討委員会

1. はじめに

本市の水道事業は、昭和 32 年の供用開始以来、安心安全で安定した水の供給や災害に強い水道の構築のため、適切かつ効率的な水質管理体制や施設管理体制の確保、計画的かつ効率的な水道施設の整備・更新・耐震化を進めている。

我々の生活に不可欠な水道は、料金収入を財源として維持管理、設備整備を実施してきたが、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少に伴って料金収入は減少しており、事業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増している。一方で、昭和 50 年代に整備した多くの施設の老朽化が進み、改築・更新投資の時期を迎えている。加えて、物価上昇や電気料金等の高騰に伴う費用の増加も見込まれており、安定的な事業経営を継続するために、経営基盤を強化することが求められている。

田原市上下水道料金検討委員会（以下、「本委員会」という。）では、こうした現状を踏まえ、「水道料金のあり方」について、水道事業の将来を見据えるとともに、将来世代へ過大な負担を残すことのないように、家庭、企業、市といった様々な視点から慎重に議論を行った。

2. 水道事業の現状

(1) 事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

供用開始年月日	昭和 32 年 9 月 1 日	計画給水人口	66,100 人
		現在給水人口	59,186 人

平成 15 年 8 月 20 日、田原町と赤羽根町が合併して田原市となり、計画給水人口 53,200 人、1 日最大給水量 29,000 立方メートルとなった。

さらに平成 17 年 10 月 1 日、渥美町と合併し、現在では、計画給水人口 66,100 人、1 日最大給水量 33,960 立方メートルとなっている。

本市の水道水は、そのほとんどを、豊川用水を水源とした愛知県営水道から購入している。

(2) 料金改定について

昭和 60 年以降、料金改定を実施していない（市町村合併による料金統一及び消費税率の改定時を除く）。

(3) 料金回収率について

水道事業は公営企業会計であり、必要経費を料金収入で賄うことを前提としているが、本市水道事業の令和 4 年度料金回収率は 97.8%であり、平成 28 年度以降は 100%を下回る状態が続いている。そのため、業務の効率化、経費削減等による料金回収率の改善に取り組んできた。

また、料金回収率を近隣・類似団体（近隣団体は豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市、類似団体は常滑市・犬山市である。以下「比較団体」という。）と比較した場合、比較団体の平均値は 100%を超えており、本市は改善すべき状況にある。

料金回収率…料金収入と給水に係る必要経費との関係を見る指標。

100%以上の場合、必要経費を料金収入で賄えていることを表す。

（４）料金体系について

本市の水道料金は水道メーターの口径別で決まる固定料金（基本使用料）と、使用水量に応じて増加する使用水量料金（従量料金）、の２つから構成される。

家庭で利用する口径 13mm の水道料金について比較団体と比べると、本市の固定料金は比較団体よりも高いものの、使用水量料金は低めに設定しているため、使用水量が多くなるほど、比較団体よりも安価で利用することができる。

（５）更新投資について

昭和 50 年代に集中的に整備してきた水道管等の施設・設備が 40 年を経過し、耐用年数を迎えていることから改築・更新に取り組んでいる。

平成 30 年度以降、田原市水道事業基本計画に基づき、各年度 5 億円超の改築・更新を継続している。適切な資産管理（ストックマネジメント）を行い、改築・更新の優先順位が高いものから工事を行っているものの、資材価格や人件費等の上昇、撤去復旧費の増加により、計画通りの進捗が実現できていない状況である。

3. 意見内容

本委員会は、「水道料金のあり方」について討議し、次のとおりの結論に達した。

水道料金

- ・ 令和 6 年度に、全体の改定率 18% 増の改定を実施する。
- ・ 固定料金は一律 15%、使用水量料金は一律 20% 改定する。

【令和 6 年度からの料金体系（税込、1 か月分）】

固定料金（基本使用料）

口径	改定案	現行	増加額
13mm	1,078 円	935 円	+ 143 円
20mm	2,915 円	2,530 円	+ 385 円
25mm	4,939 円	4,290 円	+ 649 円
30mm	7,722 円	6,710 円	+ 1,012 円
40mm	15,433 円	13,420 円	+ 2,013 円
50mm	26,444 円	22,990 円	+ 3,454 円
75mm	68,057 円	59,180 円	+ 8,877 円
100mm	127,644 円	110,990 円	+ 16,654 円
150mm	316,382 円	275,110 円	+ 41,272 円

使用水量料金（従量料金）

水量	改定案	現行	増加額
1 – 10 m ³	79.2 円	66.0 円	+ 13.2 円
11 – 20 m ³	92.4 円	77.0 円	+ 15.4 円
21 – 30 m ³	145.2 円	121.0 円	+ 24.2 円
31 – 50 m ³	171.6 円	143.0 円	+ 28.6 円
51 – 100 m ³	211.2 円	176.0 円	+ 35.2 円
101 m ³ –	224.4 円	187.0 円	+ 37.4 円

4. 結論に至った理由

(1) 投資の試算

耐用年数を迎えた施設・設備の更新投資は、資材価格など物価水準の上昇により整備時点よりも多額の更新費用が見積られているため、ストックマネジメントにより投資計画に優先順位をつけ、平成 30 年に策定した中長期の経営計画（以下、「経営戦略」という。）の目標、基幹管路耐震管率 50%を達成できるよう、当面各年度 5 億円超の投資を継続する。今後は老朽化に伴う水道管の破損等による住民生活への影響を最低限に抑えるために、更新工事を加速していく必要がある。

(2) 財源の試算

平成 28 年度以降、料金回収率が 100%を下回る状況が続いていること、人口減少に伴う料金収入の減少、電気料金等の維持管理費の増加によって、令和 6 年度以降は赤字決算が見込まれる。更新投資の財源は事業利益及び内部留保資金であり、確保できない財源は企業債の発行を予定している。

企業債は返済が必要な財源であり、返済が必要な財源への依存は、将来世代へ過大な負担を残す可能性があるため、幅広い世代で更新投資の財源を公平に負担するためにも早期の料金改定が必要である。

(3) 料金改定率について

料金回収率が 100%未満であるため、更新投資の財源とすべき内部留保資金を運転資金として取り崩していること、加えて、現在の料金水準は国の補助金の要件を満たしていないため、必要な補助金を受けられていない状況である。

公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を基準として、料金算定期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とした場合、改定率は 36.1%と大幅な値上げが試算された。そのため、補助金獲得の見込みを反映させたくて、料金算定期間の最終年度、令和 10 年度までの安定経営を見込むことができ、経営戦略の目標「料金回収率 100%以上」を達成できる水準として、全体で 18%の改定とした。

(4) 料金体系について

固定料金は、高いほど事業者の経営基盤を強化できる一方で、少量使用者の負担が増加する。また、使用水量料金は、逦増制を採用しているため、使用水量が多い使用者ほど負担は大きくなる。

そのため、現状の料金体系を大きく変えず、固定料金と使用水量料金の比較団体とのバランスを考慮した結果、固定料金を一律 15%、使用水量料金を一律 20%の改定とした。

(5) 改定時期について

本市の人口は直近 5 年間（平成 29 年度から令和 4 年度）で約 3,600 人減少しており、その減少スピードは経営戦略の人口推計の予測を上回っている。人口の減少が水道使用者及び給水量の減少に繋がること、財源の試算においても令和 6 年度に赤字決算が見込まれており、持続的かつ安定経営のためには、料金算定期間の初年度である「令和 6 年度」に改定することが妥当である。

5. 附帯意見

(1) 今後の料金の見直しについて

毎年の管路更新率の状況等を踏まえ、増額改定だけではなく、場合によっては減額改定の可能性も検討するように、料金を定期的に見直すこと、また、その説明の場を設けることを期待する。

(2) 使用者の水道経営への理解促進について

広報等により本委員会での検討内容を広く周知することに加え、水道料金の改定は、市民生活に大きな影響を与えることを踏まえ、使用者にわかりやすい内容で丁寧な説明を行われたい。

水道事業の継続と料金改定の必要性に関する使用者の理解促進に努められたい。

（３） 更新費用の適正化について

配管劣化の余寿命診断や更新方法の改善など、最新の知見も活用する等して、更新費用の適正化に努められたい。

6. 附属資料

審議経過

	開催日	検討内容等
第1回	令和4年 10月12日	料金改定の可否の検討 ・水道事業の現状と課題 ・今後の更新投資額、収入の予測 ・料金改定の必要性
第2回	令和5年 2月15日	料金改定率の検討 ・料金改定の基本的考え方の確認 ・実際の工事価格と更新計画の試算 ・今後の収支予測と企業債残高の試算
第3回	令和5年 7月13日	料金体系の検討 ・口径別の給水栓数と料金収入の確認 ・水道料金算定要領の料金体系の考え方 ・5つの改定案の提示と他団体比較
第4回	令和5年 10月5日	意見書案の検討

田原市上下水道料金検討委員会

区 分	所属及び役職等	備考
会 長	愛知大学地域政策学部 教授	
副 会 長	田原市地域コミュニティ連合会 理事	
委 員	田原市民生児童委員協議会 会長	※
〃	田原市民生児童委員協議会 副会長	※
〃	渥美商工会 女性部 部長	
〃	田原市農業委員会 委員	※
〃	田原市農業委員会 会長職務代理者	※
〃	トヨタ自動車(株) 田原工場付 主査	

※田原市民生児童委員協議会、田原市農業委員会は委員改選あり